

=お知らせ=

消費税変更に伴う価格変更と窓口対応等について

本年10月1日より、消費税率が8%から10%に変更が予定されています。

これに伴い、消費税率の転嫁と商品価格の見直し作業（コンピューターシステム更新）のため、9月30日（月）の振興会・商工組合窓口での商品販売は、午後4時までとさせて頂きます。

なお、直送商品等について、9月30日までに納品される商品は、消費税率8%ですが、事前にご注文頂いても納品が10月1日以降になる商品については、消費税率10%の適用となりますのでご理解ご協力をお願いします。

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」8月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
（有）大木自動車	922	甲府西	河野自動車整備工場	963	市川
サトー自動車	1019	甲府西	カーショップ昭和	1277	市川
三友自動車工業（有）	15	甲府南	仲沢モータース	792	南巨摩南
塩入自動車整備工場	487	甲府北	（有）富河自動車	896	南巨摩南
東洋モータース	972	甲府北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
山崎自動車整備工場	157	峠北	米山自動車工場	629	東八
藤原モータース	724	峠北	雨宮自動車整備工場	790	東八
田中自動車工場	996	韮崎	根津自動車工業（株）	548	日下部
ヤザキオート	1151	韮崎	（有）カードックVJオート	406	塩山
富士自動車工業所	330	南アルプス南	福田オート	447	塩山
（株）オートサービス三金	559	南アルプス南	森山自工	842	塩山
前沢自動車工業	749	南アルプス北	塩山車検センター協同組合	987	塩山
八田自動車整備工場	760	南アルプス北	岳麓マツダ自動車（株）	292	岳麓
名執モータース	774	南アルプス北	三浦自動車	955	岳麓
（株）杉野ホンダ販売	324	市川	志村自動車整備工場	894	都留

CO・HC測定器定期校正の実施計画について

通達に基づき、認証工場を対象として標記定期校正を下記により実施します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には、追って案内文書を通知しますので、あらかじめご予定下さい。

令和元年度 CO・HC定期校正計画表

支 部	年 月 日	実 施 場 所	時 間
岳 麓	9月26日(木)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00~16:00
岳 麓	9月27日(金)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00~16:00
岳 麓	9月30日(月)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00~16:00
甲 府 西	10月21日(月)	西甲府自動車整備協業組合	9:30~16:00
甲 府 西	10月28日(月)	西甲府自動車整備協業組合	9:30~16:00
東 八	12月 2日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
東 八	12月 9日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
東 八	12月16日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
南巨摩北	12月18日(水)	午前 河西工業(有) 午後 (有)矢崎自動車整備工場	午前10:00~12:00 午後13:00~16:00
甲 府 東	12月19日(木)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
南巨摩南	令和2年2月14日(金)	各事業場巡回	10:00~16:00
上 野 原	2月26日(水)	各事業場巡回	10:30~15:00

親睦

第34回

ゴルフ大会

開催日

10月5日(土)

会 場

カントリークラブ
グリーンバレイ
(韮崎市穂坂町上今井1849)

- ◎ 参加料 1名 3,000円(賞品、パーティー代)
- ◎ プレー代 1名 12,000円 (チャリティー金1,000円は別途)
(プレー代、昼食、1ドリンク、)
- ◎ 参加対象者は、(一社)山梨県自動車整備振興会並びに山梨県自動車整備商工組合の会員、組合員及びその従業員とします。
- ◎ 参加希望者は、所属支部のゴルフ実行委員へ、**9月17日(火)**までにお申し込み下さい。
- ◎ スタート時間等は、ゴルフ実行委員を通じてお知らせします。

第34回 親睦ゴルフ大会を開催します

標記大会を次のとおり開催致しますので、多数の皆さんの参加をお待ちしております。

- ◇ 日 時 10月5日（土）
◇ 会 場 カントリークラブ グリーンバレイ
(韮崎市穂坂町上今井1849)
◇ 申込先 所属支部の下記ゴルフ大会実行委員へお申し込み下さい。

ゴルフ大会実行委員

支部	氏名	認証	事業場	電話番号	FAX番号
甲府東	川口 香	621	田形自動車整備工場	055-235-5830	055-235-5830
甲府西	窪田弘幸	1051	ホンダ自動車販売（株）甲斐店	055-279-1717	055-279-2211
甲府南	志村和人	864	（株）キムラ	055-226-5252	055-228-2180
甲府北	坂本常晴	1193	（株）山梨自販	055-277-1471	055-277-1479
峡 北	岡部 司	492	（有）清里自動車	0551-48-2133	0551-48-2976
韮 崎	赤坂 誠	907	赤坂自動車整備工場	0551-42-3135	0551-42-4716
南アルプス南	秋山富夫	1303	T o m m y J a p a n	055-284-0539	055-284-6530
南アルプス北	前沢茂樹	749	前沢自動車工業	055-285-2152	055-285-5733
市 川	岸本健太	1159	アートモータース	055-272-3319	055-272-3319
南巨摩南	望月和彦	1237	（株）ボディーショップ望月	0556-66-3315	0556-66-3319
南巨摩北	若林博人	1145	オートサービス若林	0556-42-3623	0556-42-3629
東 八	斎藤浩行	1266	サイトー・オート・サービス	055-263-3539	055-263-3542
日下部	天野久一	649	天野自動車整備工場	0553-22-3575	0553-22-3575
塩 山	遠山君夫	406	（有）カードックVJオート	0553-44-3100	0553-44-1308
岳 麓	渡辺久正	1331	渡辺オート	0555-72-8452	0555-72-8453
大 月	古賀正直	452	（有）コスゲ自動車	0428-87-0315	0428-87-0115
都 留	長田健二	1195	ウェルオートワン	090-7828-2677	0554-45-6134
上野原	小山 勉	142	やまろく自動車修理工場	0554-63-0440	0554-63-0440

自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を重点期間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。

マイカ一点検キャンペーンと本推進運動を併せて行い、積極的に各種イベントに参加しPRします。

2019年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 抜粋

【目的】

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、平成28年1月に軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えた。

大型トラックでは、平成29年10月に脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生したほか、依然として重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、深刻な状況となっている。

バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立つてきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生している。

これらのことから、車両の安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっている。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分な状況とは言えない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求ることとする。

【重点項目】

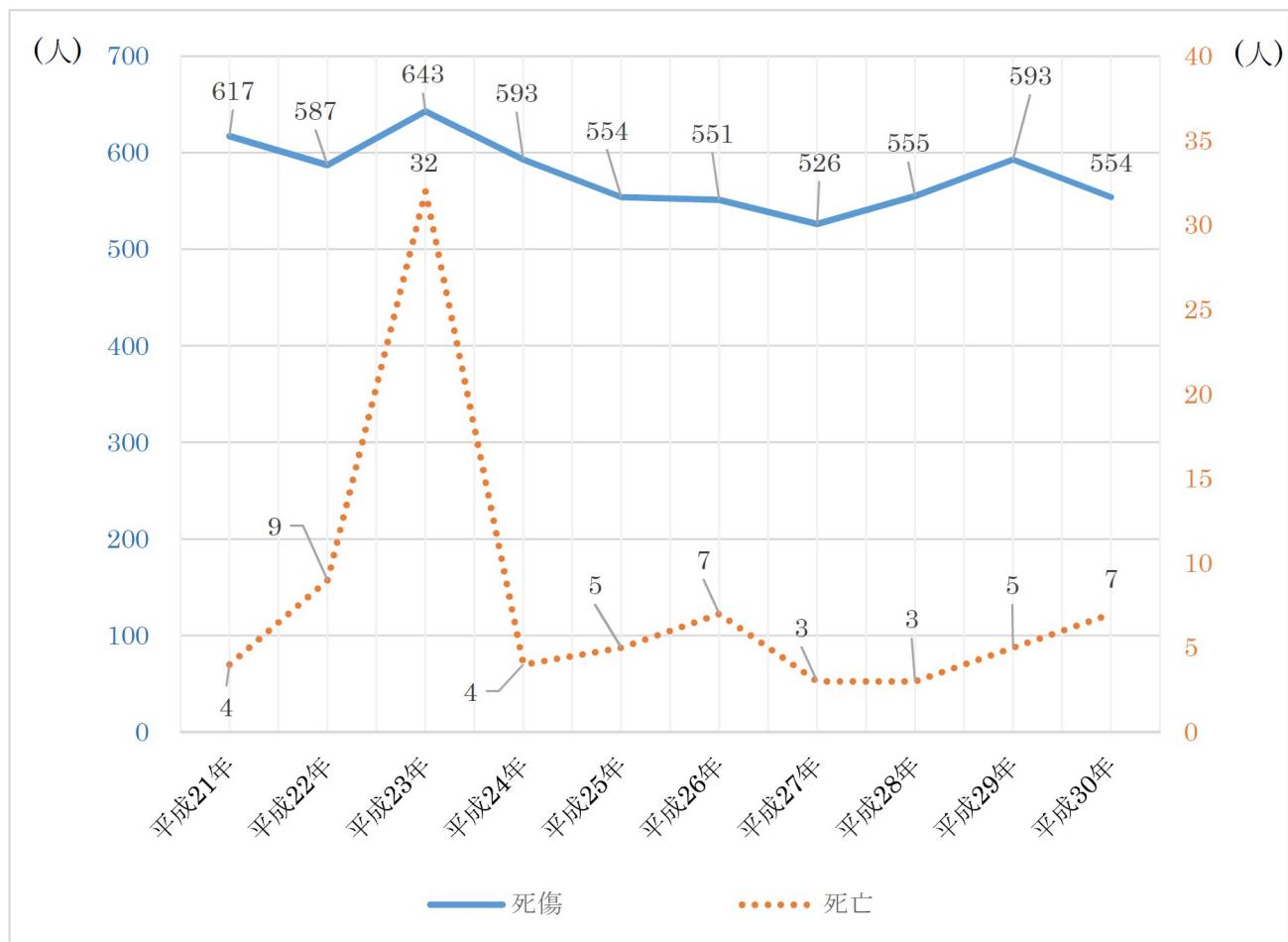
- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（女性、10代から30代の自動車ユーザーに重点を置く）
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう）の啓発

平成30年度「自動車整備作業中の事故防止」の取りまとめ結果について

自動車整備作業中の事故報告等について、（一社）日本自動車整備振興会連合会では、平成30年度中にいただきました事故報告及び厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の平成30年自動車整備業における死傷事故の統計データを基に下記のとおり取りまとめ、「日整連ニュース9月号」への掲載、及び「令和元年度版 最近改正された法令・通達集 整備事業編」に掲載し、整備事業者への事故防止の推進を図ることとしております。

つきましては、会員事業者の皆様には当該データ等を参考にして頂き、引き続き整備作業中の事故防止に努めて頂きますようお願いします。

グラフ1：自動車整備業の労働災害事故による死傷者数及び死者数の推移



日整連に報告のあった平成30年度中の事故発生事例にまとめについては、下記のとおりとなりますので参考にして下さい。

【事例①】ダンプカーの整備作業中に荷台の積荷が落下し、下敷きとなり死亡

	<p>【被害状況】 死亡者 1名</p> <p>【事故状況】 荷台が上がらない不具合で入庫のダンプカーの整備作業中に、油漏れの確認を行うため作動油を入れたところ、原動機が回転していたことから荷台が上昇し、荷台に入っていた積荷により、あおりのロックが外れ、積荷の下敷きとなり、作業員が死亡した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・入庫時の車両状態の確認・目的の作業が終わったら原動機を停止する
-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事例②】10トントラックのタイヤが破裂し、吹き飛ばされた衝撃で死亡

	<p>【被害状況】 死亡者 1名</p> <p>【事故状況】 ユーザーから持ち込まれた10トントラックの左後方ダブルタイヤの間に石が挟まっていたため、外側タイヤのホイールナットを緩め、隙間を作つて石を取り出す作業中に内側タイヤが破裂して吹き飛ばされた衝撃で死亡した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・石が挟まった際にタイヤ表面が損傷した可能性があるので、内側・外側タイヤの空気を全て抜いた後に石を取り除くこと。なお、石を取り除いた後はタイヤに損傷が無いことを確認し、空気を充填すること。
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事例③】前進する車両を止めに入り、転倒して負傷

	<p>【被害状況】 重傷者 1 名</p> <p>【事故状況】 整備車両を作業場に置いた際、サイドブレーキ(パーキングブレーキ)の引きがあまく、また、作業場が少し傾斜していたため、車両が前進した。 それに気が付き、車両前方から止めに入ったが、鉄骨と車両の間に挟まれそうになったため、逃げようとしたところ、転倒して左鎖骨及び肋骨を骨折した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・サイドブレーキ(パーキングブレーキ)は確実に効かせること。・輪止めを確実にセットすること。・動き出した車両の前後には入らないこと。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和元年 秋の全国交通安全運動の実施について

9月21日（土）から30日（月）までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。各事業場においても、交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いします。

・運動期間

9月21日（土）～30日（月）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

・運動のスローガン

「乗せるのは 君の宝（かぞく）と その未来（あした）」

・運動の重点

（1）子供と高齢者の安全な通行の確保

（2）高齢運転者の交通事故防止

（3）夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

（4）全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

（5）飲酒運転の根絶

（6）二輪車の交通事故防止（本県重点）

前検査車両の危険性に関する啓発活動におけるパンフレットについて

前検査車両の危険性に関する啓発活動として、平成23年度から日整連ホームページへの「知って納得！安心車検！」シリーズの掲載及びチラシ等の作成・配布等を通じ、自動車ユーザーに対し、代行車検による受検の危険性等について注意喚起を行っております。

今年度につきましては、昨年度作成した「もっと！知って納得！安心車検！－プロによる点検整備の重要性編ー」の内容をベースに、ページ数の変更並びにA4判からB5判サイズの冊子タイプに変更した代行車検の危険性について、自動車ユーザーに対して周知を図るための冊子「もっと！知って納得！安心車検！（エピソード7+）」が作成されました。

自動車ユーザーに対して代行車検の危険性について周知するための資料として、各種イベント、街頭検査時などにおいて自動車ユーザーに配布します。

なお、当パンフレットは振興会ホームページにて印刷できますので、各事業場においてもご活用下さい。



鈴木さんと佐藤くんの もっと！ 知って納得！ 安心車検！

—プロによる点検整備の重要性編—

エピソード 7+



1

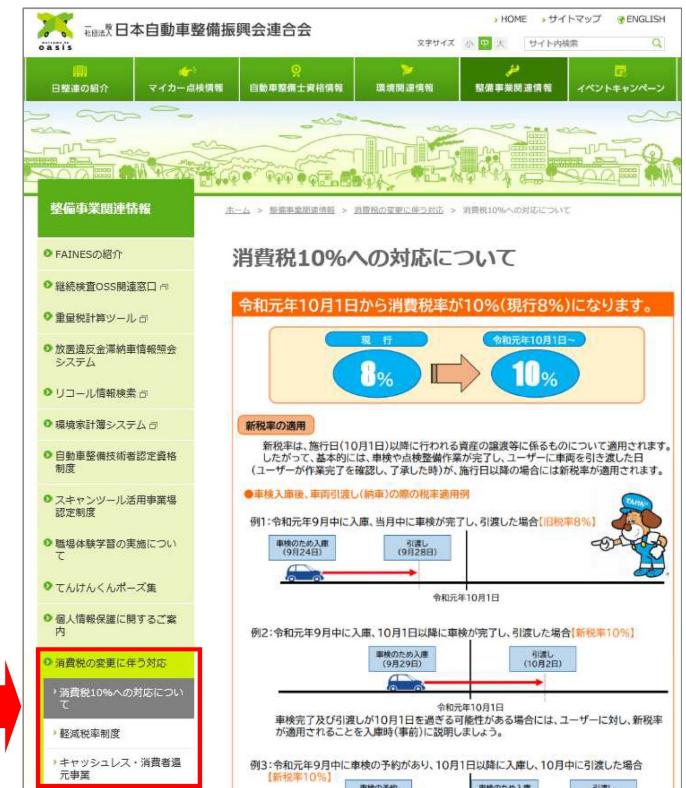
令和元年10月1日から消費税率が10%になります

消費税率が令和元年10月1日より引き上げられることから、今般、消費増税や軽減税率制度、キャッシュレス・消費者還元事業について掲載した周知用チラシデータが日整連ホームページに掲載されましたので、お知らせします。

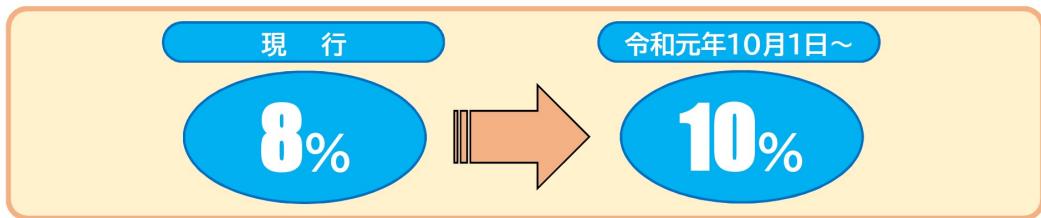
参考 消費税の変更に伴う対応の日整連ホームページの掲載箇所

日整連ホームページの「整備事業関連情報」に『消費税の変更に伴う対応』という項目を新規作成しました。

各ページの下部にて、印刷用のPDFをダウンロードできるようにしています。



令和元年10月1日から消費税率が10%(現行8%)になります。



新税率の適用

新税率は、施行日(10月1日)以降に行われる資産の譲渡等に係るものについて適用されます。したがって、基本的には、車検や点検整備作業が完了し、ユーザーに車両を引き渡した日(ユーザーが作業完了を確認し、了承した時)が、施行日以降の場合には新税率が適用されます。

●車検入庫後、車両引渡し(納車)の際の税率適用例

例1:令和元年9月中に入庫、当月中に車検が完了し、引渡した場合【旧税率8%】



例2:令和元年9月中に入庫後、車検が完了し、10月1日以降に引渡した場合【新税率10%】



引渡しが10月1日を過ぎる可能性がある場合には、ユーザーに対し、新税率が適用されることを入庫時(事前)に説明しましょう。

例3:令和元年9月中に車検の予約があり、10月1日以降に入庫し、10月中に引渡した場合
【新税率10%】



※ここで示した事例以外であって、税率適用の判断が難しい場合は、お近くの税務署等にご相談ください。

令和元年8月 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

税額変更に伴って必要な対応等

①適正な転嫁

●消費税を適正に転嫁できない場合、会社の利益を削って消費税を納税することになり、経営を圧迫することになります。消費税は適正に転嫁することにしましょう。

事業者間の取引において、消費税の適正な転嫁が行われるよう、次の行為は「消費税転嫁対策特別措置法」により禁止されています。

- ①減額 ②買いたたき ③商品購入・役務(サービス)利用・利益提供の要請
- ④本体価格(税抜価格)での交渉の拒否 ⑤報復行為

②消費税額の表示

●総額表示義務:税込価格表示をすることを「総額表示」といい、事業者には一定の場合※を除き総額表示が義務付けられています。

※一定の場合:「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じれば、税込価格だけでなく、「税抜価格+消費税額」などの表示を行うことも認められます。ただし、消費者への配慮の観点から、事業者はできるだけ速やかに税込価格(総額表示)を表示するよう努めなければなりません。

誤認防止措置の具体的な例

①個々の値札等において税抜価格であることを明示する。

値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等

②店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する。

個々の値札等においては、「○○円」と税抜価格のみを表示し、それとは別に消費者が商品等を選択する際に目に留まりやすい位置に、「当店の価格は全て税抜価格となっております」等と明瞭に表示を行うこと。

◆点検整備料金看板、広告チラシ等(不特定のユーザーを対象とした表示)

これまでどおり総額表示形式とする場合は、令和元年10月以降は消費税率10%を含んだ金額とする必要があります。

定期点検標準技術料金表(自家用車)						
車種 基本 項目 目						
	6ヶ月点検 基本作業					
	1年又は12ヶ月点検 基本作業					
	・2年点検 基本作業					
	・12ヶ月検査 保安確認検査					
	(車検) 小計					
お客様ご依頼事項	引き取り料					
	納車料					
	エンジン・下廻り洗浄					
	下廻り塗装料					
	検査代行手数料					
	廃タイヤ処理費用					

●表示の金額は、消費税込価格です。

●表示の金額は、消費税込価格です。

消費税率引上げに関する Q&A



Q1: 令和元年9月29日に車検のために車両を預かったが、車検作業が完了し、ユーザーに車両を引渡し(ユーザーが作業終了を確認し、了承した時)できる日が、新税率適用日(令和元年10月1日)以降となってしまう場合、適用する消費税率はどうなりますか？

A: 役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあってはその目的物（この場合、車検のために入庫した車両）の全部を完成して引き渡した日となります。
この場合、引渡し(ユーザーが作業終了を確認し、了承した時)が10月1日以降となるので、消費税率は10%が適用されます。
ユーザーとの無用なトラブルを避けるためにも、消費税率10%が適用される可能性がある場合には入庫時に説明をしましょう。

Q2: 令和元年9月29日に点検整備の依頼を受けて入庫し、点検整備を終了し、9月30日にユーザーに引渡し(納車)をしました。その際にユーザーに納品書を交付し、その写し(控え)に受領印を頂いたが、請求書の発行は10月1日以降になりました。
この場合、適用する消費税率はどうなりますか？
また、代金の回収が10月1日以降の場合はどうなりますか？

A: この場合、請求書の発行の時期は消費税率に影響しないため、消費税率は8%となります。
消費税率は引渡しの日における税率が適用されます。この場合10月1日以前に引渡しが完了していますので、請求書の発行が10月1日以降になんでも8%の消費税率で請求することとなります。
また、代金の回収時期も消費税率に影響しません。
なお、9月中に引渡しが完了した場合は、その際にユーザーに引渡した事を証明する書面等（納品書や受領証等）を残しておくとよいでしょう。

Q3: 令和元年9月10日に、3年間のメンテナンスパック契約を行うと同時に、当該メンテナンスパック料金全額を受領していた場合、消費税率の適用はどうなりますか？

A: メンテナンスパック料金を預り金や前受金等として処理している場合には、10月1日以降にメンテナンスパックのプランに含まれている点検整備等を行った時には、税抜価格に対して消費税率10%が適用されます。
ただし、個々の契約内容や契約した時期などによっては対応が異なりますので、税務署に相談しておくとよいでしょう。

Q4: 「総額表示義務の特例」による税抜価格表示(外税表示)はいつまでの特例ですか？

A: 特例によって税抜価格を表示できる期間は令和3年3月31日までです。
なお、特例により税抜価格を表示している事業者であっても、できるだけ速やかに税込価格を表示（総額表示）していただくという努力義務が設けられています。

消費税率引上げに関して不明な点がある場合は、お近くの税務署等にご相談ください。

軽減税率制度

概要

令和元年10月1日から、消費税(地方消費税を含む。)の税率が8%から10%に引き上げられるとともに、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率とは、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。

消費税率を10パーセントに引き上げる際、飲食料品や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率は8パーセントのまま据え置かれることになっています。

■軽減税率の対象品目

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)



自動車の販売や車検に関しては、軽減税率は適用されません。



全ての事業者に関係があります。

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

免税事業者の方

車両の入庫時など来店の際に、お客様に提供する飲食料品(お茶やお茶菓子など)や酒類を除く飲食料品をお中元・お歳暮として贈呈する場合には、軽減税率の対象となる可能性があるため、仕入れ(経費)処理を行う際には税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

「区分記載請求書等保存方式」についてはこちら

政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/jigyosya/kubunkisai.html

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について Q&A>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>

<軽減税率対策補助金制度>

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際(リースによる導入も補助対象となります。)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

<http://kzt-hojo.jp>

キャッシュレス・消費者還元事業

概要

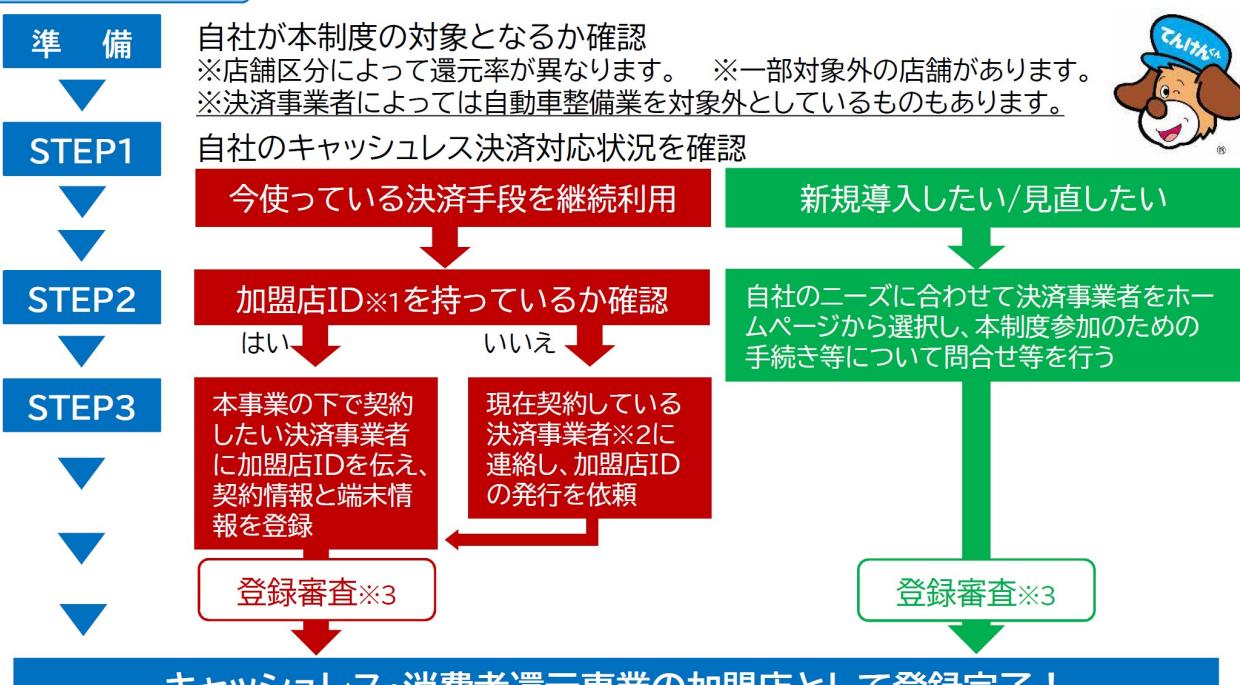
令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間(2019年10月から2020年6月まで)に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

- 支援内容 ○一般の中小・小規模事業者については、①消費者還元5% ②加盟店手数料率約2%以下(決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助) ③中小企業の負担ゼロで端末導入(1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助)
- フランチャイズ等の場合は消費者還元2%(端末費用及び加盟店手数料の補助はなし)

メリット

- ①今なら端末導入のご負担なし！ ②決済手数料は3.25%以下！
- ③消費者還元で集客力UP! ④レジ締め・現金取り扱いコストを省いて業務効率化！

登録までのステップ

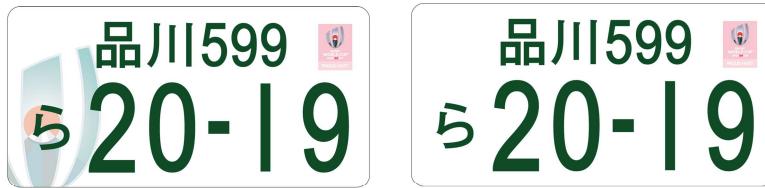


ポイント

- ◆自動車(新車・中古車)の販売についてはポイント還元の対象外ですが、車検費用(自動車重量税や自賠責保険等を除く。)やオプション販売についてはポイント還元の対象となります。そのため、対象の手続きと対象外の手続きを分けて決済処理する必要があります。
- ◆本事業の登録手続き方法等については、決済事業者によって異なるため、導入したい決済事業者に対して直接相談を行ってください。

詳細はコチラ [キャッシュレス・消費者還元事業HP <https://cashless.go.jp/>](https://cashless.go.jp/)

[期間限定]
ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート
交付終了のお知らせ



TM © Rugby World Cup Limited 2015

■ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートは、次のお申し込みの締切りをもって交付を終了いたします。

申込		申込締切
窓口	抽選対象希望番号	令和元年11月15日(金) 窓口業務終了まで
	一般希望番号	令和元年11月29日(金) 窓口業務終了まで
	交換・再交付	
インターネット	抽選対象希望番号	令和元年11月12日(火) 24時まで
	一般希望番号	
	交換	

申込締切後は、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの申込は一切できなくなりますのでご注意ください。

※毀損、汚損等による再交付が必要となる場合も、申込締切後は、前後とも申込可能な他の種類のナンバープレートに交換、または、番号変更をしていただくこととなります。

■11月14日(木)以降に申込完了(入金確認済み)となった申込は、次のとおり、通常より繰り下げられた交付可能期間となります。

申込完了日	交付可能期間
令和元年11月14日(木)～18日(月)	令和元年12月2日(月)～令和2年1月6日(月)
令和元年11月19日(火)～21日(木)	令和元年12月9日(月)～令和2年1月8日(水)
令和元年11月22日(金)～26日(火)	令和元年12月16日(月)～令和2年1月15日(水)
令和元年11月27日(水)～29日(金)	令和元年12月23日(月)～令和2年1月22日(水)

交付終了に伴いお申込みの集中が予想されることから、上記、申込完了日の期間毎に交付可能期間を通常より繰り下げることいたしましたのでご注意ください。

一般財団法人 関東陸運振興センター